

業務委託設計書

事業年度	令和 7年度
設計年月	令和 年 月
予算科目	款 項 目 節
履行場所	京都市左京区花脊大布施町他地内
路線名又は河川名等	
委託業務名	北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1他）道路区域決定図等作成業務委託
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで
事業課(所)名	道路建設課
業務番号	単価使用年月 令和 年 月
変更回数	歩掛適用年月 令和 年 月
前払金支出	基準適用年月 令和 年 月
	単価地区

京都市 建設局

チェック欄	

委託概要

委託箇所			箇所	5	
復元測量	ha	0.3	境界測量	ha	0.04
境界点間測量	ha	0.34	現況実測平面図作成	ha	0.63
横断面図作成	km	0.32			

委託理由

本業務は、北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1他）において、道路法手続きに必要な道路区域決定図等を作成するものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覽）

単 価 使 用 年 月	2025年7月
歩 掛 適 用 年 月	2025年7月
基 準 適 用 年 月	2025年7月
単 価 地 区	2602: II 地区

業務委託料内訳書

業務名	北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1他）道路区域決定図等作成業務委託				業 種 目	測量業務 用地測量(用地部門)	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
用地測量(用地部門)		式	1				
用地測量		式	1				
作業計画		式	1				
作業計画		業務	1				内 1号
現地踏査	地域による変化率:耕地	業務	1				内 2号
資料調査		式	1				
公図等の転写(地積測量図以外)	地域による変化率:耕地	ha	0.63				
地積測量図転写(地積測量図のみ)	地域による変化率:耕地	ha	0.63				
土地の登記記録調査	地域による変化率:耕地	ha	0.63				
公図等転写連続図作成		ha	0.47				
境界確認		式	1				
復元測量	地域による変化率:耕地	ha	0.3				
境界測量		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1他）道路区域決定図等作成業務委託				業 種 目	測量業務 用地測量(用地部門)	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
補助基準点の設置	地域による変化率:耕地	ha	0.34				
境界測量	地域による変化率:耕地	ha	0.04				
境界点間測量		式	1				
境界点間測量	地域による変化率:耕地	ha	0.34				
公共用地境界確定協議		式	1				
現況実測平面図作成	地域による変化率:耕地, 縮尺:1/250	ha	0.63				
横断面図作成	地域による変化率:耕地	km	0.32				
依頼書作成		km	0.09				
協議書作成		km	0.07				
共通		式	1				
共通		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ:3回	業務	1				内 3号

業務委託料内訳書

業務名	北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1他）道路区域決定図等作成業務委託					業 項 種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
安全費		式	1					
安全費		式	1					
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(測量)		式	1					
直接測量費		式	1					
間接測量費		式	1					
諸経費		式	1				内 4号	
測量業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
測量業務費		式	1					

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	作業計画						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	現地踏査	地域による変化率:耕地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地踏査		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	打合せ	中間打合せ:3回					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	打合せ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

特記仕様書

委託業務名 : 北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1 他）道路区域決定図等
作成業務委託
履行場所 : 京都市左京区花脊大布施町他地内
履行期間 : 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

第1条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月 京都市）※1」（以下「業務等委託必携」という。）、「京都市公共測量作業規程※2」、「図面作成要領※2」によるものとし、道路明示課と適宜、協議を行いながら取り組むものとする。

※1 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

※2 京都市建設局土木管理部道路明示課のホームページ参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000236384.html>)

第2条 電子納品

- 1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和6年3月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 道路区域決定図は、図面作成要領に従って作成し、A2版4部を提出すること。
- 3 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）で1部提出するとともに、紙媒体で1部提出する。なお、協議により電子成果品を2部以上提出することや部分的な紙媒体の納品も可能とする。
- 4 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条 本業務は、北部山間地域道路部分改良事業（花脊地区・477-1 他）において、道路法手続きに必要な道路区域決定図等の作成、測量業務を委託するものである。

第4条 前払金

契約書第40条関係

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第5条 業務の履行

- 1 業務計画書は、十分に現地踏査を行い作成すること。また、監督員に承諾を得て決定すること。

- 2 受注者は、発注者が保管する図面及びその他の資料を精査し、本業務に使用できるものについてはトレース等を行い、積極的に利用すること。
- 3 受注者は、本業務により作成される図面が公共用地境界確定等に使用することを鑑み、建設局土木管理部道路明示課及び行財政局資産活用推進室が指定する基準・様式に従い作成すること。
- 4 道路上で作業を行う場合、所轄警察署と道路交通法第77条に基づく協議を行い、必要手続きを行うこと。
- 5 主任技術者及びその他の者が業務を実施するために使用している協力者等で、監督員が著しく不相当であると認めて請求した場合は、受注者は速やかにその請求に係る措置をとらなければならない。

第6条 現場作業の周知徹底

- 1 受注者は、現場作業前に受注者名等による「測量作業のお知らせ」等のビラを配布し、周辺住民等に作業期間及び現場責任者氏名並びに連絡先等の周知を図らなければならない。配布方法については、監督員と協議すること。上記ビラ等について、関係機関・周辺住民等へ配布後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに再配布するものとする。
- 2 受注者は、地元関係者と遭遇した場合は、必要に応じて速やかに身分証明書を提示しなければならない。また、会話等の内容は速やかに監督員に報告しなければならない。
- 3 地元関係者との間に紛争等が生じた場合、また、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合等には、速やかに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 4 土地所有者と現場立会をする場合には、各土地所有者に現場立会出席の署名をもらうとともに、現場立会記録を作成するものとする。
- 5 現場作業に伴い、私有物件の破損等を生じた場合の当該所有者への補償は受注者の負担とする。また、受注者は、土地所有者及び占有者等の許可無く調査地周辺の立木、工作物等を損傷してはならない。万一、立木、工作物等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により補償するものとする。
- 6 近接して施工中の工事がある場合、支障のないよう十分に配慮すること。

第7条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

<第1章 総則>

第105条（測量の基準）

- 1 本業務で使用する図書は、共通仕様書に定める適用示方書・指針等の他、次のとおりとする。

示方書・指針・便覧等	発行年月	発刊者
図面作成要領	令和5年4月改正	京都市建設局道路明示課

ただし、本業務においては、示方書及び通達が全てに優先するので、示方書類の改訂、新しい通達などにより内容が変更された場合は内容を最新のもの読み替えること。

- 2 図面の縮尺は、次によるものとする。

種別	図面	縮尺	備考
用地測量	現況実測平面図	1/250	

	横断面図	1/100	
	道路区域決定図、道路区域明示図	1/250	

第 112 条 (打合せ等)

1 業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 3 回及び成果品納入時の計 5 回行うものとする。ただし、中間打合せは監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。

なお、業務着手時又は業務計画書作成時、及び成果品納入時には主任技術者が立ち会うものとする。

第 117 条 (土地への立入り等)

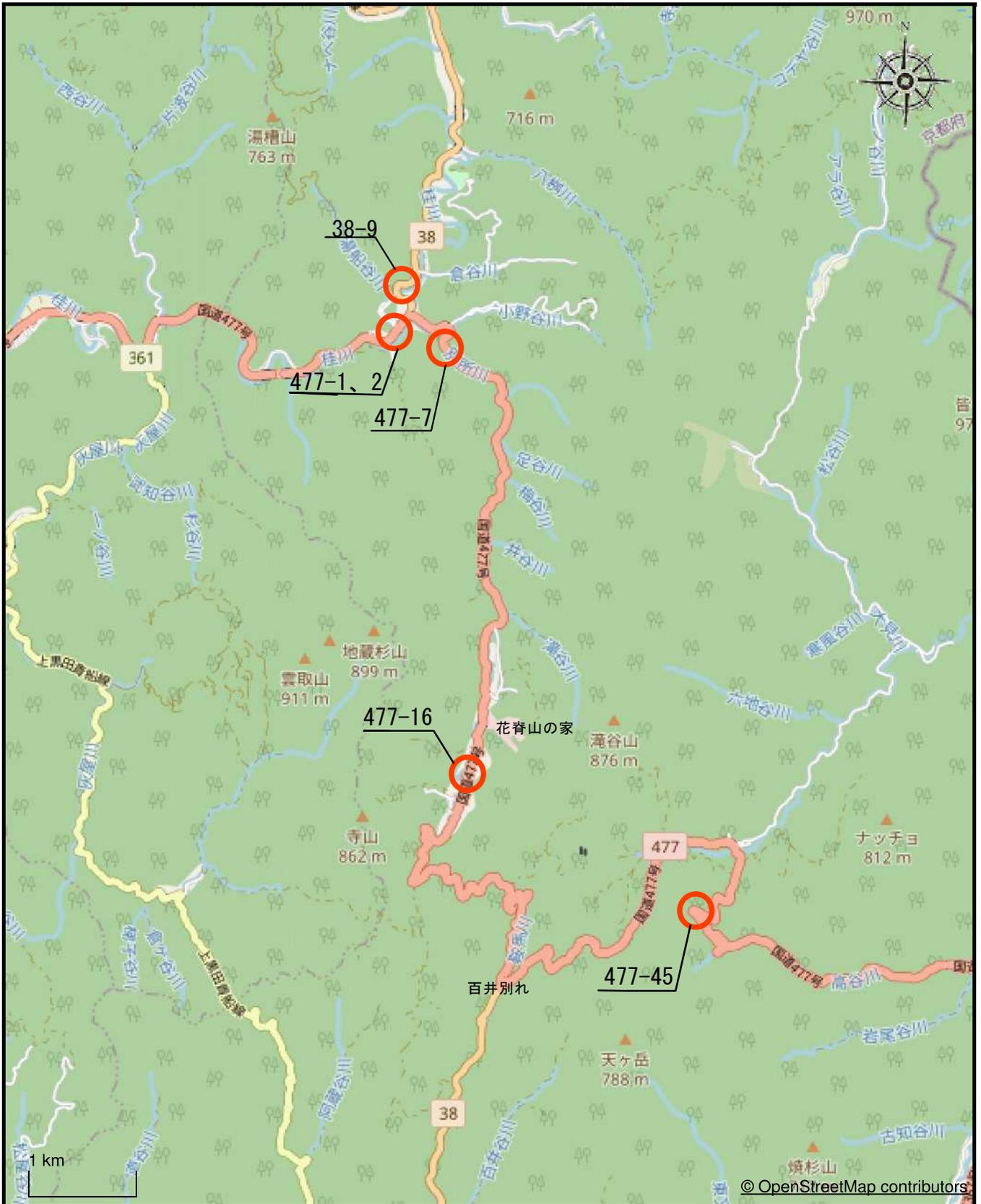
- 1 現地調査を実施する場合は必ず、自己の身分証明書を携帯し、業務にあたるものとする。
- 2 身分証明書は、土地の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。
- 3 身分証明書の内容については、請負契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、別に定める身分証明書に基づき、発注者が交付するものとする。
- 4 請負者は業務が完了した場合又は契約が解除された時等、身分証明書が不要となったときは、遅滞なく発注者に返却するものとする。

第 8 条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実にを行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

位置図

京都市左京区花脊大布施町他地内



1 / 50000

○ : 本委託履行箇所